

# 日系定住外国人施策に関する行動計画の策定について

## 日系定住外国人（「定住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日系人及びその家族）

- 昭和63年以降急増。日本語能力が不十分な者が多く、平成20年秋以降の経済危機により、再就職が難しい等の理由により生活困難に置かれる人が増加。帰国者の増加により最近の外国人登録者数は減少しているが、日本での暮らしが長期の者は定住を希望。

### 【ブラジル人登録者数】

昭和63年：約4,000人→平成19年：約31.7万人→平成21年：約27万人  
(ピーク)

### 【ペルー人登録者数】

昭和63年：約860人→平成20年：約6万人(ピーク)→平成21年：約5.7万人

※日系人だけでなくブラジル人、ペルー人全体の登録者数

## これまでの国の取組

- 内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置(平成21年1月)
- 緊急の対策として、「定住外国人支援に関する当面の対策について」(平成21年1月)及び「定住外国人支援に関する対策の推進について」(平成21年4月)をとりまとめ、現在実施中。  
(教育、雇用、住宅、情報提供等が主な内容。)

## 地方自治体の要望

日系定住外国人集住地域自治体で構成される「**多文化共生推進協議会**」(愛知、岐阜、三重など7県1市)や「**外国人集住都市会議**」(太田、浜松、豊田、美濃加茂、鈴鹿等28市町)からは、**国としての体系的・総合的な方針の策定を要望**。

## 日系定住外国人施策に関する基本指針

(H22.8. 日系定住外国人施策推進会議)

-国の体系的・総合的な方針-

### 【基本的な考え方】

日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

### 【今後取組、検討する施策の分野】

- ①日本語で生活できるように
  - ②子どもを大切に育てていくために
  - ③安定して働くために
  - ④社会の中で困ったときのために
  - ⑤お互いの文化を尊重するために
- について今年度末までに「行動計画」を策定

## 日系定住外国人施策に関する行動計画の概要

H23～(3年後を目途に見直し)(3月31日日系定住外国人施策推進会議で策定)

### 日本語で生活できるための施策

- 日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例のデータベース化・周知、各種コンテンツの共有化等
- 「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」の開催
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施(日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティア研修等への支援)
- 「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版等の配布等
- 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進方策の検討

### 子どもを大切に育てていくための施策

- 外国人児童生徒の教育充実のための具体策(日本語能力測定方法、教員用研修マニュアルの開発、日本語能力に配慮した指導を行うための教育課程編成の検討、指導法や教材の先進事例の情報提供等)
- 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(国補助事業)の実施(プレクラス対応の支援員や就学促進員の配置等による外国人の子ども、親への支援)
- 日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善を検討
- 認可手続マニュアルの周知による外国人学校の各種学校・準学校法人化の促進
- 外国人の子どもに配慮した中学校卒業程度認定試験の実施
- 在留期間更新等の際の就学促進のためのリーフレットの配布
- 「虹の架け橋教室」事業の実施等(不就学の子どもの公立学校への円滑な転入を促進)

### 安定して働くための施策

- 「日系人就業準備研修」(日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等の研修)の実施、日本語能力等に配慮した職業訓練の実施
- 多言語での就職相談の実施(ハローワークでの通訳・相談員の配置、ワンストップサービスコーナー運営等)
- 事業主に対する指導の実施、企業の役割についての検討

### 社会の中で困ったときのための施策

- 国の制度に関する情報(教育、年金、母子保健等)の多言語化の推進
- 公的賃貸住宅等の活用、防災・防犯・交通安全対策、等
- 地方自治体、NPO、企業等による取組の奨励

### その他

- 在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化